

男女共同参画会議（第54回）

議 事 録

内閣府男女共同参画局

男女共同参画会議（第54回） 議 事 次 第

日 時 平成30年 5 月23日（水）16：30～16：59

場 所 総理大臣官邸 2 階小ホール

1．開 会

2．議 題

男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項について

3．閉 会

男女共同参画担当大臣 ただ今から、第54回「男女共同参画会議」を開催いたします。
お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、1つ御報告がございます。本日、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布、施行されました。この法律は、我が国の男女共同参画の歴史の新たな扉を開くものです。政府としては、今後、この法律の着実な施行を図るとともに、政治分野におけるこうした流れも踏まえ、あらゆる分野における男女共同参画推進のための取組を一層強化してまいります。

さて、議事に入ります。

本日は、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」を議題といたします。

政府で取りまとめる「女性活躍加速のための重点方針2018」に盛り込むべき内容については、本年3月以降、重点方針専門調査会及び女性に対する暴力に関する専門調査会において精力的に議論を重ね、「男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項」の案を取りまとめていただきました。

本日は、女性に対する暴力に関する専門調査会長である辻村議員から、重点取組事項の案について御説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

辻村議員 お手元の資料1を御覧いただきたいと思います。重点取組事項の概要について説明させていただきます。

1ページ目を御覧ください。ここでは、5年間の取組の結果、我が国の女性活躍は一定の前進が見られたとしつつ、いまだ女性が抱える様々な困難が解決すべき課題として認識されていないなど、女性活躍以前の課題が存在するとして、残された課題の解消に、今、まさに取り組むべきであるとしております。また、これまでの生産性向上・経済成長のための取組も引き続き推進すべきであるとしております。これらの取組を一体として進めることにより、「フェアネスの高い社会」を構築し、ひいては、女性の能力が最大限発揮できる社会を目指すこととしております。

2ページを御覧ください。このような考え方の下、本年は、「女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現」を1つ目の柱としております。

まず、「1.生涯を通じた女性の健康支援の強化」では、女性が健康であることは、女性活躍の基盤であるとしつつ、子宮頸がんや乳がんの検診率向上のための取組の必要性やライフステージごとに心身の状況が大きく変化する特性を踏まえた健康保持の促進等について記載しております。

3ページ目を御覧ください。「2.困難を抱える女性への支援」という項目がございます。ここでは、就学中の若年女性が妊娠した場合、学業の継続に向けた適切な対応の周知徹底を求めるほか、ひとり親家庭等への支援や非正規雇用労働者の待遇改善の取組を進めるべきとしております。

続いて、4ページ目、「3.女性に対するあらゆる暴力の根絶」という項目がございま

す。ここでは、昨今のセクシュアル・ハラスメント問題に対する社会的な関心の高まりを踏まえまして、セクシュアル・ハラスメント根絶に向けた対策の推進について新たに項目を立てて盛り込んでおります。

また、4ページ目は「性犯罪・性暴力への対策の推進」でございまして、ここでは、ワンストップ支援センターの設置促進や運営の安定化などを求めています。また、5ページ目には、「配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等」という項目がございしますが、ここでは、婦人保護事業の見直しの検討なども含んでおります。加えて、近年、SNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層を中心に新たな形の暴力に巻き込まれるケースも見受けられます。これを踏まえた若年層を対象とした性的な暴力の根絶などの取組について一層強力に進めていくほか、ストーカー事案への対策の推進などについても述べております。

次いで、6ページ目は、2つ目の柱として「あらゆる分野における女性の活躍」を挙げております。ここでは、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進や男性の暮らし方、意識の変革の必要性を述べた上で、あらゆる分野において女性の参画拡大や人材育成が求められる旨を記載しております。

まず、「1. 女性活躍に資する働き方の推進、生産性・豊かさの向上に向けた取組の推進」のところでは、ワーク・ライフ・バランスの推進やテレワークの推進など、多様で柔軟な働き方が1人1人のやりがいや充実感、ひいては、生産性向上にもつながるものであると指摘しております。また、人生100年時代を見据え、リカレント教育推進の必要性などについても述べております。

7ページ、下のほうですけれども、「2. 男性の暮らし方・意識の変革」の項目がございします。ここでは、女性の就業の有無にかかわらず、依然として家庭責任が女性に偏っていることを指摘し、男性の育児休業等の取得の促進や男性の家事・育児等への参画についての国民全体の機運醸成の必要性について述べております。

8ページ目、「3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成」の項目では、女性活躍推進法に基づく取組の推進のほか、上場企業における女性役員登用の推進、メディア分野の政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた取組の促進、そして、このたび成立しました「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を踏まえた対応、理系女性人材を確保するための取組の推進などについて述べております。

先に進めまして、11ページを御覧ください。11ページから13ページにかけては、3つ目の柱でございます「女性活躍のための基盤整備」について、3点を挙げております。

11ページの「1. 子育て・介護基盤の整備及び教育の負担軽減に向けた取組の推進」では、待機児童の解消や介護離職ゼロに向けた子育て・介護基盤の整備等について、また、教育の負担軽減に向けた取組の推進について述べております。

12ページ、「2. 性別にとらわれず多様な選択を可能とするための教育・学習の充実」という項目では、学校教育段階からのキャリア教育の充実やアンコンシャス・バイアス解

消に向けた取組を推進すべきとしております。

12ページの下、「3. 女性活躍の視点に立った制度等の整備」のところでは、働く意欲を阻害しない制度等の在り方の検討や男女共同参画の視点からの防災・復興の取組について述べております。

概要は以上でございます。ありがとうございました。

男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

それでは、意見交換を行います。

まず、有識者議員から御発言をお願いします。申し訳ありませんが、時間の都合上、御発言は2分以内でお願いしたいと思います。

初めに、柿沼議員、お願いします。

柿沼議員 私も3人の子供を育てながらフルタイムで働き、ずっと来ておりました身としましては、この重点事項の項目の整備は非常にありがたいことだと思っております。そして、このたび政治分野における法律が通りましたことについて、ずっと活動をしてまいりましたQの会の一員として喜んでいるところでございます。

私はきょう、今、消費者問題特別委員会が開かれておりますけれども、大きな意味で、男女共同参画社会の安定性を図るためにということで、「中高年女性を消費者被害から守るために」というペーパーを出させていただきました。日本の人口、1億2,700万人のうち50歳以上の女性3,000万人、約4分の1ということになりますが、法務省をかたる架空請求の被害、終活の被害など、消費者被害が多く女性に起こっております。

消費者庁というのは、消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備ということで、私たち消費者の安心・安全を確保するためにつくられた庁でございますので、非常に頼りにしているところです。現国会で消費者契約法の改正が特に不安をあおるようなつけ込み型勧誘の取消権について審議されています。若年青年の取消しであれば「社会生活上の経験不足」という要件が適用できるかと思っておりますけれども、普通の大人にとっては適用外だと思ってしまうものだと思います。主婦や高齢者になりますと、幾ら社会経験が、あなたはITが不足しているのではないですかと言っても、裁判になったような場合には、50年も60年も暮らしてきて、もう経験不足とは言えないというのがありまして、そういった面から見ますと、社会生活上の経験不足という要件を外していただいた消費者契約法の法律文言の整備をぜひ提言させていただきたいということ、男女共同参画社会の形成の一端としてお願いする次第です。

以上です。

男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

次に、小西議員、お願いします。

小西議員 まずは、政治分野における新法ができましたことは大きな一歩で、本当に良かったと思います。一方で、一連のセクハラ問題に関する経過を見て、本当にかく然といたしました。日本の女性が政治や行政の意思決定の場に少ないのは、進出を阻む壁がある

からだということは非常にはっきりしたと思いました。

セクシュアル・ハラスメントとは何か、女性にとって安全で差別の無い職場をどのように実現するかということがリーダーに理解されていないというところでは、日本はいつまでたっても女性進出の後進国で、114位という場所から変わっていけないと思います。財務省のセクハラ問題の経過はその現実を如実に示していると思います。リーダーの方たちへのセクシュアル・ハラスメントの教育の必要性を感じます。

また、諸外国とは社会の認識の差もありますし、法律を含む制度の格差も大きいので、ぜひハラスメント対応についても調査、それから周知をしていただハラスメントを解決するためには「女性をそのようなところで働かせなければいいではないか」という発言もあったと思いますが、もっと多くの女性がどこでも普通に働いている場にすることが必要だという認識を持っていただきたいと思います。このような発言があることが問題の根深さを示しています。

私は、暴力専門部会におりますけれども、性暴力被害全般について全く同じ問題が解決されていないと思います。なぜ被害者が名乗り出られないのか、多くの政策決定者が分かっていないのではないかと思います。私は精神科医ですけれども、臨床で見ている被害者の8割でPTSDの診断がつくのに、刑事事件となっている方は数えるほどです。性的虐待の被害者などは表に見えることのほうが例外的です。ぜひ性暴力に関する施策を進めていただきたいと思っております。

以上です。

男女共同参画担当大臣 どうもありがとうございました。

続きまして、志賀議員、お願いします

志賀議員 法律の施行に当たってちょっと励みになる話なのですが、日本はワールドエコノミックフォーラムのジェンダーギャップランキングで114位という絶望的な数字なのですが、そのランキングの第5位はスウェーデンです。スウェーデンの女性就業率は80%で、男女ほぼ同率ということで、男女共同参画が最も進んだ国の1つだろうと思うのですが、ちょうどスウェーデンと日本は外交を結んで150周年ということで、あるイベントでスウェーデンに行く機会があったのです。北欧なので非常に高い福祉国のイメージがあるので、ジェンダーダイバーシティについての当然かなと思って、たまたま知り合った経営者の年配の方と、昔から家事・育児をお手伝いされているのですかという話をしたのです。ちょうど奥様もおられたのですけれども、全くそんなことをしていないと。家事・育児を手伝うようになったのは20年ぐらい前からだとおっしゃって、びっくりしました。

日本に帰ってきて調べたのですが、男女雇用均等法がスウェーデンで施行されたのが1979年で、日本の7年前です。男女差別基準法が施行されたのが1991年で、実はそれほど大昔ではない。日本と余り変わらないのです。では、なぜこの短期間でここまで進んだのかというと、そもそもスウェーデンは専業主婦が多かったということで、専業主婦の地位が低いということで、女性が自立、社会進出を目指して、それにポジティブ・アクション

等のいろいろな政府の施行もあってここに来た。スウェーデンに長くおられる方に、今の日本はスウェーデンの30年前ですというお話を聞きまして、30年は長いのですが、日本にもチャンスがあるなということをひしひしと感じました。スウェーデンとの外交が150周年という記念すべき年に我々ももう少しスウェーデンから学べるのかなと感じた次第です。

以上です。

男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

次に、林議員、お願いいたします。

林議員 ありがとうございます。

昨年度に比べまして今年度は課題が鮮明に提示されて、それをどう解決していくかというところに相当踏み込んでいるなという、大変いい印象を持っております。また、大変強い言葉で表現されていて、特に序文のところでございますが、「いまだ男社会が根強く残っている」という表現は、非常に力強いと思います。多様で柔軟な働き方の推進では、中小企業等に対して個別相談に乗るといふ、これは長時間労働の削減に向けてなのですが、こういうところも非常に細かく踏み込んでいます。男性の育児休業取得も、「具体的な方策を検討し、導入すべき」と。そして、今、野田大臣からお話がありましたが、ちょうど今日、画期的な、政治分野における参画の推進法ができたということで、これも昨年度は「検討を引き続き」でございますが、今年は「自主的な取組の導入」ということで、大変力強いと思います。

横浜市は基礎自治体でございますけれども、特に「安全・安心な暮らしの実現」を今回、1番目の柱に掲げていることは大変うれしいことございまして、実は、非正規雇用の方の問題が今、非常に大変でございます。シングル女性を対象に行った調査は、回答者の6割が不本意で非正規に至っており、特に収入の低さと雇用継続の不安が大きな課題であるということです。ですから、我々自治体としては、非正規女性の不安解消やキャリア設計を支援する講座をしっかりとやる。こういった細かいことをやりたいと思います。

あと、長時間労働の削減に向けた中小企業への支援でございますが、横浜市はグッドバランス賞を設け、ワーク・ライフ・バランスをしっかりとやっている中小企業を御支援しており、このように、本当に細かいところに踏み込んで行動するだけだと思っており、今度の重点事項は大変よいものだと評価させていただいております。

以上でございます。

男女共同参画担当大臣 どうもありがとうございました。

次に、松田議員、お願いいたします。

松田議員 どうもありがとうございます。

私も、前文に「フェアネスの高い社会」という言葉が入ったことはとても勇気づけられることだと思っております。ありがとうございます。

2点ございます。8ページに男性の育児休業等の取得の促進がございまして、現在、松山大臣のリーダーシップの下、少子化克服の対策会議も行われ、その中でも議論されてい

ますけれども、やはり育児を男女がともにやるという風土がまだまだ浸透していません。さらに、現在の労働力不足があって、地方の中小零細企業ではますます男性の育児休業が取りにくくなっている状況がございますので、更なる施策が必要ではないかと思えます。

2点目は、10ページで、先ほどから皆様がお話しになっている政治分野における男女共同参画の法律が施行されたことは大変喜ばしいことではありますが、来年は地方統一選挙の年でもございまして、地方議会では政党への働きかけだけでは進まないことがございます。内閣府の男女共同参画局が今年3月に発表しました地方議会議員に関する男女共同参画の実態調査を見ますと、やはり政治は男性のものという意識、議員活動と家庭生活の両立を支援する環境の未整備、経済的負担という3つの課題が掲げられていまして、実際に市町村の議会では女性が1人もいないところが、市区議会では全国814のうち51議会で、6.3%。町村議会においては927議会のうち298議会で、32.1%あるという状況です。地方議会における環境整備を急がなければいけないと感じております。

男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

高橋議員 一言よろしいですか。

男女共同参画担当大臣 どうぞ。

高橋議員 11ページの「1. 子育て・介護基盤の整備」に関連して短く要望させていただきます。

3段落目に「家庭での教育や子育ても含めて、幼児教育・保育の質の向上も重要である」ということを明記していただいたわけですが、子育て支援が最も必要な保護者になかなか支援が届かないという現状がございます。こうした保護者を支援するためには経済的支援だけではなかなか解決しませんので、教育者としての親の支援策にも力を入れていただけるよう要望いたしたいと思えます。

男女共同参画担当大臣 了解いたしました。ありがとうございます。

また、芳野議員から意見の提出がありましたので、資料3として配付しております。

続いて、閣僚の皆さんから簡潔に御発言をお願いいたします。

まず、上川法務大臣。

法務大臣 性犯罪への対策の推進につきまして、法務大臣として御報告申し上げます。

昨年7月に刑法の一部を改正する法律が施行されました。この改正法は、性犯罪の罰則につきまして110年ぶりに大きな改正を行ったものでございます。この改正によりまして、性犯罪に厳正に対処することができるのと同時に、性犯罪が非親告罪とされたことにより、被害者の精神的負担が軽減され、被害を捜査機関に申告しやすくなることにもつながるものと考えております。

刑法の一部改正法の附則第9条では、国会審議の過程における様々な指摘をも考慮し、広く性犯罪にかかる事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方に関する検討が求められています。この点を法務省におきましては、性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループを立ち上げ、昨日、第1回目の会合を開催したところでございま

す。今後、平成31年度末ごろまでに本ワーキンググループにおいて、法務省において実施する各種調査研究の有機的連携を図るとともに、同調査研究における重要事項や同調査研究において内容の把握が十分とは認められなかった項目につきまして、被害者の方を含めた関係者からヒアリング等を行う予定でございます。また、関係府省とも協議しつつ、その結果を附則第9条に基づく検討に役立ててまいりたいと考えております。

以上です。

男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

次に、松山国務大臣、お願いいたします。

松山国務大臣 少子化対策担当大臣として申し上げます。

子育て安心プランの実現に向けまして、先般、子ども・子育て支援法を改正し、事業者から追加でいただく拠出金を企業主導型保育事業のさらなる推進、また、新たに待機児童の約9割を占める0～2歳児相当分の保育の運営費に活用することといたしました。企業主導型保育事業につきましては、さらなる受け皿整備を進めるべく、今年度新たに2万人分程度の募集を行うこととしております。

また、松田議員からも先ほど御発言がありましたように、少子化対策の観点からも、男性の育児参加は重要であり、より多くの男性が育児のための休暇、育児休業を取得しやすくするための様々なプロジェクトを進め、男性の育児参加を促進してまいります。加えて、ひとり親家庭が貧困などの生活上の困難に陥りやすいことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切るため、官民が連携した取組を進めるなど、子供の貧困対策を加速させてまいります。

以上です。

男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

次に、丹羽文部科学副大臣、お願いします。

丹羽文部科学副大臣 ありがとうございます。文部科学省でございます。

男女共同参画を実現するためには、男女がともに自立して、個性と能力を發揮し、社会形成に参画する必要があります。その基礎となるのが教育や学習でございます。文部科学省におきましては、児童生徒が性別に基づく固定的な役割分担にとらわれることなく、主体的に進路や職業を選択する能力や態度を身につけられるよう、学校教育段階からのキャリア形成に関わる学びの充実等に取り組んでいきたいと考えております。加えて、女性のリカレント教育の充実、また、科学技術・学術分野における女性活躍の推進、スポーツを通じた女性の健康増進等にも取り組んでまいります。

今後とも、文部科学省といたしまして、男女共同参画、また、女性活躍の推進に向けて重点取組事項に盛り込まれた施策を着実に実行していきたいと考えます。

男女共同参画担当大臣 ありがとうございます。

次に、大沼厚生労働大臣政務官、お願いします。

大沼厚生労働大臣政務官 厚生労働省では、議員の方々からいただきました御意見をしっかりと受けとめ、女性活躍推進のために主に次の3つの分野に取り組んでまいりたいと

思います。

まず、女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現のため、女性の健康増進に向け、乳がん等を含むがん検診受診率向上の取組やセクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底などを進めてまいります。また、あらゆる分野における女性の活躍のため、リカレント教育への支援、男性の育児休業等の取得の促進、女性活躍推進法に基づく取組の推進など、女性が活躍しやすい環境の整備に取り組んでまいります。

そして最後に、女性活躍のための基盤整備といたしましては、子育て・介護の基盤整備及び負担軽減に向けた取組の推進など、あらゆる方面から女性活躍を推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

御意見は尽きないと思いますが、時間の関係もありますので、お示した案のとおり、重点取組事項を決定したいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。御異議がございませんでしたので、そのように決めます。

また、今回の重点取組事項でも取組の必要性を御指摘いただいておりますが、今般のメディアと行政の間におけるセクシュアル・ハラスメント事案を受けての緊急対策の検討のため、近日中に関係者を集めたラウンドテーブルを開催することとしております。なお、会合は非公開といたしますので、御承知おきください。

それでは、ここでプレスが入ります。

(プレス入室)

男女共同参画担当大臣 最後に、議長である菅官房長官から御発言をいただきます。

内閣官房長官 有識者議員並びに専門調査会委員の皆さんにおかれましては、精力的な御議論をいただき、感謝申し上げます

6月上旬に女性活躍加速のための重点方針2018に盛り込むべき施策について、本日、男女共同参画・女性活躍の推進に向けた重点取組事項を決定いたしました。今回の意見の大きな柱は、「フェアネスの高い社会」の構築であります。

関係閣僚におかれては、本日決定した意見を踏まえ、セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた取組の強化、ライフステージに応じた健康支援の強化、企業の健康経営を促す取組の推進、就学中の若年女性が妊娠した場合の学業継続に向けた支援やひとり親家庭への支援、女性活躍情報の見える化の推進、人生100年時代を見据え、出産、子育てにより離職した女性の復職、再就職の支援も含めたニーズに応じたりカレント教育の拡充など、今正に取り組むべき施策が実効性のあるものとなるよう、積極的に具体化を図っていただきたいと思います。関係各位の引き続きの御理解と御協力をお願い申し上げます

男女共同参画担当大臣 ありがとうございました。

ここでプレスが退室します。

(プレス退室)

男女共同参画担当大臣 以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。
皆様、本当にありがとうございました。